

『続日本紀』の薨卒記事

——特に父方系譜記述について

野 口 武 司

(承前)

類別へ

当類に属する事例が十四例と極めて少ないとそれ自体は、『続日本紀』の薨卒記事の採録基準の原則が四位ライン以上に置かれていたとみられることからすれば、寧ろ自然な様態と言えよう。この意味では、当類に属する十四事例の全てを特殊例外事例と見做すことも可能なのである。いま、改めて件の十四事例に該当する人名の全てを掲げ、「有記述事例」の形式採用者には、●印を付記すると共に、その父方直系尊属者に就いての記述部分を示すと、次のようになる（各事例に冠する番号は、既掲の通番号である。）。

- 42 藤原朝臣広嗣…………式部卿馬養之第一子也
 - 96 小野朝臣石根…………大宰大式從四位下老之子也
 - 129 坂上大宿祢又子…………故左京大夫從三位菟田麻呂之女也
- ① 田中朝臣足磨

③坂合部女王

④日向王

⑤春日王

⑧忌部宿祢色布知

⑫民忌寸大火

㉗黄文連大伴

⑭道君首名

⑯阿倍朝臣繼麻呂

⑪高麗朝臣大山

⑰佐伯宿祢葛城

これら十四事例を具さに眺めると、96 ⑫ ⑰ の二事例は、贈位記事、⑯ ⑪ の二事例は、海外への派遣使節の帰朝記事、42の一事例は、誅殺記事となつて、これら贈位・帰朝・誅殺の諸記事六事例は、或いは、自余の八事例と別個に考えた方がよいのかも知れないが、ここでは、これら六事例をも、自余の八事例と同様に一括して取り扱うこととする。

さて、前掲十四事例を、記事内容により類型化すると共に、これを各類型別の事例数の多い順から示すと次のようになる。

(一)壬申年功勞関係……………① ⑧ ⑫ ㉗ の四事例

(二)海外派遣使節関係……………96 ⑯ ⑪ の三事例

(三)皇胤・王族関係……………③ ④ ⑤ の三事例

四征東使節関係……………⑯の一事例

五後宮関係……………129の一事例

六能吏・良吏関係……………⑭の一事例

七謀叛・反逆関係……………42の一事例

五位ないし五位相当クラスの者の卒去記事が例外事例として国史（『続日本紀』）に載録される場合、まず、（一）壬申年功勞関係者が最も多いことに留意したい。これに次いで多いのが、（二）海外派遣使節関係者と（三）皇胤・王族関係者である。その他として、四征東使節関係者、五後宮関係者、六能吏・良吏関係者、七謀叛・反逆関係者などがある。

これら（一）～（七）について個別的に説明を加えてゆこうと思う。

（一）について…………『続日本紀』の贈位記事中、明確に記述されている贈位理由として最も事例数の多いのは、壬申年功のそれである（第七表参照、同表の135689¹¹12の九事例がそれである。¹³）ことを想えば、各当該記事の掛けられている年次の頃おいに、如何に壬申年功臣が政治・社会的に高く重く評価され、厚遇されていたかを察知しうるのである。尚、（1）の田中朝臣足麿、（8）の忌部宿祢色布知、（12）の民忌寸大火、（27）の黄文連大伴の各事例について第七表に依ってみれば、（1）が四階級、（8）が二階級、（12）が三階級、（27）が三階級、各々昇進しており、これら四事例の中では、（1）の田中朝臣足麿の昇進階数が最も高いことを知りうる。また、当表によつても明らかのように、同書において、壬申年功による贈位事例の所見は、（27）黄文連大伴のそれ（同表の事例¹³）を以て最後とする訳である。だが、次の14大伴宿祢安麻呂は、贈位理由の明記を闕くものの、該人物は、『日本書紀』卷廿八壬申紀に、その活躍・活動のさまが所見されるので、この事変に勲功を樹て、之を基として政官界に進出・躍進し、以てその地位とそれに伴なう権勢とを獲得し、軽て大納言兼大將軍の顯職をも掌中に収めた者である。従つて、一応、この大伴宿祢安麻呂の事例を以て、『続日本紀』所見の、事実上の壬申年勲功による贈位は、

第七表

																号番通	贈位者	贈位	贈位昇進階數	贈位理由	所在条	
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	坂上忌寸老 <small>(正五位下相当)</small>	直広參田中朝臣足麿 <small>(正六位下相当)</small>	直広壱 <small>(正四位下相当)</small>	直広肆 <small>(正三位相当)</small>	壬申年功	壬申年軍役	文武2・6・29条
右大臣正二位藤原朝臣不比等	大納言正三位大伴宿禰安麻呂	正五位上黃文連大伴	左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂	從四位下文忌寸瀬麻呂	從五位上坂合部宿禰唐	從五位上高田首新家	從五位下民忌寸大火	從五位下調忌寸老人	從五位上忌部宿禰色布知	直広壱 <small>(正四位下相当)</small>	犬養宿禰大侶 <small>(正三位相当)</small>	直広壱 <small>(正三位相当)</small>	直広式 <small>(正三位相当)</small>	正広參 <small>(正三位相当)</small>	正広參 <small>(正三位相当)</small>	壬申年功	壬申年軍役	壬申年功	壬申年功	壬申年功		
正一位	從一位	從二位	從三位	正四位下	正四位上	從三位	正五位下	正五位上	從五位上	正五位上	從五位上	正五位上	從四位上	從五位上	從五位下	壬申年功	壬申年功	壬申年功	壬申年功	壬申年功		
二	一	一	三	三	三	一	二	三	二	四	二	二	三	三	四	壬申年功	壬申年軍役	壬申年功	壬申年功	壬申年功		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	養老	和銅	慶雲	大宝	文武2・6・29条	所 在 条	
4	1	7	3	4	3	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	・	・	・	3・5・8条	2・12・30条		
10	3	5	10	10	2	7	7	7	8	6	1	1	1	1	1	・	・	・	15条	15条		
23	3	3	1	14	24	6	22	23	23	21	29	29	29	29	29	条	条	条	条	条	条	

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	
大伴部直赤男	渤海判官高淑源	參議正四位上大伴宿禰駿河麻呂	尚膳從三位藤原朝臣家子	渤海副使正四位下慕昌祿	從八位上荒木臣道麻呂	遣高麗大使從五位下高麗朝臣大山	正六位上村國連嶋主	從一位縣狗養橘宿禰三千代	外正六位上佐味朝臣乙麻呂	正六位上佐味朝臣乙麻呂	從五位上佐伯宿禰稻麻呂	(渤海首領) 無位己闕棄蒙	渤海大使忠武將軍胥要德	民部卿正三位藤原朝臣房前	故(入唐)判官正六位上田口朝臣養年富	内命婦正三位縣犬養橘宿禰三千代	夫人正三位石川朝臣大庭比壳	陸奧國大掾從六位上佐伯宿禰兒屋麻呂	從五位下	正二位
外從五位下	正五位上	從三位	正三位	從三位	正五位下	正一位	從五位下	從五位下	從四位上	從五位下	從五位下	從五位下	從五位下	從五位下	從五位下	從五位下	從五位下	從五位下		
一 七	一 一	二 一	二 一	一 二	一 一	二 一	一 一	一 一	四 一	一 一	一 一	一 一	一 一	四 一	一 一	三 一	二 一	三 一		
獻西大寺商布一千五百段																			為其死事	

遣使固關。內應先歸朝廷。

																			神龜	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
8	8	7	5	4	3	2	5	11	12	8	7	1	4	2	12	12	9	8	1	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
6	5	7	7	2	2	5	5	11	12	8	7	1	4	2	1	1	10	11	12	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
5	10	7	21	20	20	20	20	10	21	7	14	1	1	21	29	29	7	3	13	
条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	

内大臣従二位藤原朝臣良継	従一位																		
故入唐副使従三位藤原朝臣清河	従二位																		
故入唐副使従五位上小野朝臣石根	従四位下																		
故河内守正五位下佐伯宿禰国益	正五位下																		
参議従三位藤原朝臣百川	従二位																		
外祖父従五位上紀朝臣諸人	従一位																		
中納言従三位藤原朝臣繩麻呂	従一位																		
大納言正三位石上大朝臣宅嗣	正一位																		
外曾祖贈従一位紀朝臣諸人	従一位																		
夫人従三位藤原朝臣旅子	正一位																		
征東副將軍従五位下佐伯宿禰葛城	正五位下																		
右大臣従二位藤原朝臣是公	従一位																		
外祖父高野朝臣乙繼	正一位																		
外祖母大枝朝臣真妹	正一位																		
外從七位下丈部善理	正五位下																		
八	二	二	二	五	一	二	二	二	二	一	三	二	二	仲滿討伐					
従官軍至膽沢。官軍失利奮而戦死。	率軍入征。中途而卒。																		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
延	天	應																	
暦	応	天																	
10	9	9	8	8	7	4	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	8	
•	•	•	•	•	5	5	6	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
2	12	12	9	5	5	5	3	12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	2	
•	•	•	•	•	26	24	24	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	4	
5	1	1	19	19	4	3	3	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	18	
条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	

終末を迎えるとみてよいと思う。この事例の所見される和銅七(七一四)年は、壬申元(六七〇)年より四十二年目にないので、その勲功による贈位の事を、当該者の逝去記事中に記す様態が、この辺の時期で漸く跡を断つのは、寧ろ自然なことと言わねばならない。この意味で、壬申年功による贈位を明記する②黄文連大伴の事例は、意義深いものがあると言えよう。孰れにしても、上にみた(一)に該当する四者は、壬申年功労者たる所以を以て、五位ないし五位相当クラス

スであり乍らも、同書にその卒去記事が採録されるに至ったものと思う。

〔〕について……先ず、96の小野朝臣石根は、遣唐副使として入唐し、事畢へて帰朝の途次、海中にて、その乗船が破損し、没死したというものである。彼には従四位下が贈られている。

次に、⑯の阿倍朝臣繼麻呂は、遣新羅大使として津嶋に泊り、そして、その地に卒去して了つたというものである。果してそれが、新羅へ赴く途中のことであつたか、それとも新羅から帰る途次のことであつたか、必ずしも明らかでない。唯、その卒去に関連して、遣新羅副使の大伴宿祢三中が「染レ病不レ得^二入京^一」という状態であつたことや、その天平九年のは年条に「春。疫瘡大発。初自^二筑紫^一來」云々とあること等から判じて、⑯の阿倍朝臣繼麻呂も、やはり、疫瘡による卒去と見做して先ず誤りないものと思う。彼に関する贈位記事が見られないのは意外な位である。或いは、それは、上述した96や、後述する⑩の場合と異なり、その卒去が新羅より本朝への帰還の途次におけるものではなく、本朝より新羅へ赴く途中におけるものであつたからかも知れない。

次に、⑩の高麗朝臣大山は、渤海大使として同國より本朝へ帰還の途次、船上にて臥病し、以て佐利翼津なる地に到つて、遂に卒去したというものである。彼に対し同年十二月二十一日に正五位下が贈られている。ところで、上記の96⑯⑩二者は、共に〔〕に属する事例であり乍ら、96のみに「有記述事例」の形が採られているのは、件の96が、⑯や⑩と異なり、同じ五位クラスであつても、遣新羅使や遣渤海使でなく、遣唐使であるという、その担う役柄上の重みに因つているということも、一応は考えられなくもないが、それよりも、そうした96の遣唐使小野朝臣石根が、推古朝の著名な入隋者妹子を曾祖父（群書類從・統群書類從・「系図」所収の各「小野氏系図」）にもつという家系が考慮され、それら石根・妹子両者が対比されてのことと思われる。

〔〕について……③の坂合部女王、④の日向王、⑤の春日王の二者は、孰れも皆、如何なる系譜的位置を占める者

であるかを明確にしえない。

四について……⑦の佐伯宿祢葛城は、延暦七年三月二十一日、多治比真人浜成、紀朝臣真人らと共に征東副使に任せられた。この度の征東事業は、紀朝臣古佐美を大將軍とするもので、同年十二月七日、件の古佐美は、殿上にて節刀を賜わると共に「坂東安危在此一擧、將軍宜勉之」との勅書を拝受した。以てこの事業にかける朝廷の強い意気込みを感じすることが出来る。尔後、佐伯宿祢葛城は紀朝臣古佐美旗下の一征東副将軍として奥州の地へ軍を率いて出陣するが、翌延暦八年、征夷中途にして卒去して了い、この故に、その五月廿六日に詔して二階級昇進の正五位下位を贈られたという。結局、紀朝臣古佐美ら征東使は、奥州各地に転戦したが利あらず、敗績したまゝの状態で、彼等は奥州の地より京洛へ帰還し、同年九月八日、古佐美は節刀を返上した。この延暦八年の征夷事業は、上述の如く、朝廷の大いなる意気込みのもとに実行されたが、結果的にみれば、その実効を顯すこと適わなかつた訳である。『続日本紀』の記述に拠る限り、此度の事業で闖外の任に当つた大將軍以下の諸將士や数多の軍人らの縣命なる奮闘力戦にも拘わらず、朝廷の意向に背き、その期待を裏切る結果となつて了つたことから、征東將軍らが勘問されて、大將軍紀朝臣古佐美は、「任賜之元謀_波爾_乎不_合順進入_倍支_奥地毛不究盡_也敗軍費糧_豆還參來」たつたということで、処罪されるべき処、承前に仕へ奉れることにより、とくに優免されたといい、また、副將軍の池田朝臣真枚や安倍猿嶋臣墨繩らは、「愚頑畏拙_也進退失度軍期_毛鬪怠」つたということで、墨繩は斬刑、真枚は位階を奪い、官職を解くべきところ、墨繩は、久しく辺戌を歴て奉仕した功勞により、斬刑を免じて位階と官職とを剥奪し、真枚は、日上の湊にて、溺れる皇軍を抜け拯つた功勞により、位階はそのままとし、唯だ、解官に処すべし、との宣命が出されている通りである。こうした状況にあって、この延暦八年度の征夷事業に勲功ありと認められ、之を以て贈位せられたのは、丈部善理と、ここで問題としている⑦の佐伯宿祢葛城との二名あるのみである。その善理については、同書同年六月三日条所見の征東將軍の奏上に「賊

衆奮擊。官軍被排。別將丈部善理。進士高田道成。會津壯麻呂。安宿戸吉足。大伴五百繼等並戰死」云々とあり、この奏上に対する征東將軍への勅文中に「至於善理等戰亡及士衆溺死者。惻怛之情。有切干懷。」とある処であり、陸奥国磐城郡出身の彼は、翌々延暦十年二月五日に至って「八年從官軍至臘澤。率師渡河。官軍失利。奮而戰死。」ということで、外従五位下を贈位されており、これは外従七位下より八階の昇進ということになる。こうしてみると、同書には、征夷副將軍佐伯宿祢葛城の当征夷事業での具体的な活動・活躍のさまは記されていないが、尠なくも、当征夷事業の敢行された交から、同書の完成奏上された延暦十六年頃までは、当事業が思わしい成果を挙げえなかつただけに、そうした芳しからざる状態の中にあつてなお、それなりに職責を果すべく奮闘力戦して戦地に散つた征東副使佐伯宿祢葛城や、別將丈部善理やらの活躍振りないしその存在が、より大きく映り、それが、かなり世間に喧伝されていたと思われるのである。そしてこうしたことが与つて、それら両者のうち、とくに当征夷事業において、副使の任に在つた⑰の佐伯宿祢葛城が、五位クラスの者であるにも拘らず、同書に、その卒去記事が載録されるに至つたものと考えられるのである。

⑤について……¹²⁹の坂上大宿祢又子は、坂上大宿祢苅田麻呂の女で、桓武帝に適きて高津内親王（嵯峨帝妃にして業良親王・業子内親王の生母）を儲けた。この又子は、『続日本紀』の編纂事業に極めて縁深い桓武天皇の夫人であり、彼女の父は、延暦五年に従三位を以て薨じている。時年五十九歳であったという。ところで、その薨去記事に「家世事弓馬善馳射。宿衛宮掖。歴事數朝。天皇寵遇優厚」云々とあるように、彼は、延暦五年に薨するまで、数朝に歴事したが、特に桓武帝の優厚なる寵遇を忝くしたという。件の苅田麻呂（神龜五ヘ七二八ヘ延暦五ヘ七八六）、その子田村麻呂（天平宝字二ヘ七五八ヘ弘仁二ヘ八一一）、桓武天皇（天平九ヘ七三七ヘ大同元ヘ八〇六）、そして、ここで問題としている坂上大宿祢又子（？ヘ延暦九ヘ七九〇）の各四者の生没年次よりみて、又子と田村麻呂のうち、孰れが年長者であるかを、直ちに決

め難いが、ここでは、高橋崇氏の御見解（同氏『坂上田村麻呂』）に随つて、又子を田村麻呂の姉としておきたい。また、又子の弟田村麻呂は、同書の完成奏上された延暦十六年には從四位下鎮守府將軍であり、この頃か、それより少し後に、その女春子が桓武天皇の後宮に入つて、延暦十九年に葛井親王を生んでいる。こうした坂上大宿祢氏と桓武天皇との緊密な関係を介意するならば、129の坂上大宿祢又子が五位クラスであり乍ら、特殊例外的な「有記述事例」の形を採つて、その卒去記事が載録されていることを能く首肯しうるよう思うのである。

(六)について……④の道君首名は、「少治律令、曉習吏職」し、驄て筑後守と為り、更に肥後国をも兼治した。任地に在つては、「興築陂池」したり、「広溉灌」めたり等して、大いに治績を上げ、当地の黎庶をして、多くの恩沢を蒙らしめ、優れた能吏・循吏として、件の卒伝に「言吏事者、咸以為称首、及卒百姓祠之」と謳し留められている程である。良吏・能吏としての政績を具体的に、然も、詳密に記している点で、この④の道君首名の卒去記事は、『続日本紀』載録の薨卒記事中、屈指の事例と言える。一体に、この道君首名が良吏として抜群の存在であったことは、彼の孫なる左京の人遣唐史生道公広持が、当道朝臣の氏姓を賜与されたことを記す条に「和銅年中。肥後守正五位下道君首名。治迹有声。永存遺愛」（『続日本後紀』承^{和2・1・7条}）云々とあり、また、その良吏たる故を以て、彼が卒去した養老二（七一八）年から一四七年も閱した貞觀七（八六五）年に至つて、從四位下の追賞の恩典に浴している（『三代美録』同年^{11・2}条）ことからも十分に窺い知られるのである。更にまた、件の④の道君首名卒伝は、『続日本紀』載録の薨卒記事中、当該人物の為人についての記述を有ち、然も、五位の者としての唯一の事例である点でも、注目されるべきものである。この記事の存在は、確かに、上述した如く当該者たる道君首名の良吏としての卓絶さにも因るうが、これについて、いま一つ看過しえぬことがある。それは、『続日本紀』延暦四（七八五）年五月丁酉（三日）条所見の詔に「尊曾祖妣道氏。曰太皇夫人。仍改公姓為朝臣」とあって、「曾祖妣道氏」、即ち光仁天皇の父、施基皇子の生母、道君伊羅

都壳（該人物の名は「日本書紀」天智天）が、延暦四年五月三日、個人的に公姓を改め朝臣姓を賜与されたことである。そしてこのように、桓武天皇治世下の延暦年間（七八一～八〇五）、具体的には延暦四年に、同帝の曾祖妣道君伊羅都壳が、公から朝臣へ改賜姓されたことによつて、たとえそれが、伊羅都壳個人に対するものであつて、決して道君氏全体に及ぶものでなかつたにせよ、他氏の道君氏への見方が従前に比して、かなり渝つたものとなつたであろう。何となれば、そうみるのが寧ろ事の真相ないし自然の成り行きと考えられるからである。しかしてこうした他氏の道君氏に対する見方の変化は、良吏として著名な首名の有つ既存の伝承をますます昂め、且つより大きなものにしたに相違なかろう。そうしたことの総和された心象を具体的に語り示すのが、先にも引用し、且つ説述した処の、彼の卒伝記事中の「言吏事者。咸以為稱首。及レ卒百姓祠レ之」なる文言に外ならないのである。それに、その記事中に「人蒙其利于今温給」云々とある「今」が、同書に載録する薨卒記事にあつては、件の④の道君首名伝の外、道昭伝（文武⁴・十¹⁰条）、道慈伝（天平¹⁶・二²条）、行基伝（天平勝宝¹）、鑑真伝（天平寶字⁷）、吉備朝臣真備伝（宝龜²・二²条）、石上大朝臣宅嗣伝（天応¹・二十四²⁴条）の六例、都合七例存し、そのうち四例（同書載録の僧侶示寂記事総数八八例の半数を占める）までが、僧侶の示寂記事にみられることも旁注意しておいてよからう。また、その七例の「今」が指示示す時期如何について、これを同書編纂の最終段階たる延暦期に比定しうるとする所説（例えは、林陸朗氏「続日本紀」掲載の伝記について）（『日本史籍論集』上巻所収）が提出されているが、この所説は、先に指摘した如く、件の「今」なる表現を含み有つ問題の④の首名伝が、その主人公道君首名の同族、道君伊羅都壳が延暦四年に公から朝臣へ改賜姓され、それに伴ない首名の有つ既存の良吏としての事績、それに基因する名声・名望が、従前ましてもより昂められ、そしてそれが世に喧伝されるに至つた後に記定され、載録されたものと考えられることによつても、その妥当性が追証せられ、裏付けられるようだに思うのである。孰れにしても、この④の道君首名は、五位クラスの者であり乍ら、その卒伝は、上述した如く、他余の事例には見られぬ程の別格特段の記述内容に充たされているのである。これは、多分に同書の編纂者が、

良吏・能吏として卓絶する首名個人の稀有な存在を特記せんとした、或いは、そうした人格たる彼に関する既存の伝記資料の同書への載録を積極的に容認したことに因るが、その際、首名の一族たる道君伊羅都売が、種々の点で同書の編纂事業に係わり深い桓武天皇の父方の曾祖母に当るという事実を見遁すことは出来ぬであろう。何となれば、そうした事情を併せ考へることに依り、桓武天皇ないし、その台意を受けた編纂者が、件の道君首名に関する記述内容の方・あり様に、殊のほか意を用いて、その事績を称揚し、さらにそれを顕彰することに、大いに努めたであろうことを、より想察せしめ易くするからである。

(七)について……天平十二(七四〇)年九月、大宰少弐藤原朝臣広嗣が、その置かれた立場を利用して管下の動搖する農民・豪族の各層を動員して、左大臣橘朝臣諸兄、僧玄昉、吉備朝臣真備ら一派を排除し、以て劣勢の藤原氏の家運挽回を画策して惹起したとみられる、いわゆる広嗣の謀叛事件、即ち反乱は、同月三日に勃発し、その四十九日後の十月二十三日に主謀者広嗣が捕獲され、そしてそれより八日後の十一月一日に、彼が斬刑に処せられ、亂そのものも鎮定せられたという。この乱が勃発するや、大野朝臣東人を以て大将軍とし、之を討たしむるの勅が渙發せられ、そこに東海・東山・山陰・山陽・南海五道の兵士、都合一万七千を徵發すべき由が宣べられている。この反乱の、主謀者の門地・役職、地域の広さ、討伐兵士の徵發員数、その徵發地域の拡がり、勃発より鎮圧までに要した時日、等々の諸点より見て、その規模の広範さ、あるいは、それが朝野の人士に与えた物心両面に亘る有無・無形の影響の多大さの面で、確かに当事件は、『続日本紀』が叙述対象範囲とする文武元(六九七)年より延暦十(七九一)年に至る迄の約九四年間において、他に類例を見出しえぬ程のものである。こうした当反乱事件の多方面・諸分野へ与えた影響の甚大き故に、当該事件の経緯・顛末・主謀者たる広嗣らの動向・消息、取り分け、その主謀者広嗣の最期(誅殺)の状況、等々に関する事柄が、同書に事細かに記載されていると考えられるのである。これら諸記事のうち、ここでは、特に、その誅殺記事

中の「式部卿馬養之第一子也」という広嗣の出自に関する記述、即ち廿の42の事例を問題にしたい。この出自記述によれば、既述の如き重大事件の主謀者で、結果的には誅殺される広嗣が宇合（馬養）の子とされているので、このままでは、当然のこととして、その宇合にまで累が及ぶところである。しかるに、同書の編纂者は、筑紫府管内諸国の官人百姓らに対する「逆人広嗣小來凶惡。長益_ニ詐斬。其父故式部卿常欲_ニ除棄。朕不_レ能_レ許。掩藏至_レ今。比在京中_ニ讒_ニ亂親族_ニ故令_レ遷_レ遠。冀_ニ其_ニ改心。今聞。擅為_ニ狂逆。擾_ニ乱人民。不孝不忠。違_レ天背_レ地。」云々という勅文を掲げて、父宇合が、その子広嗣を性格不良により、常に除き棄てんとしていたことを示すのを忘れていない。つまり、そこには、事件主謀者の広嗣をば、その父の意に隨わぬ性格不良者・品行不方正者と貶しめ、件の広嗣は、そうした者故に、大それた反乱を起こしたので、父の宇合は当事件に全く関知せず、責任もない、とのことを強調すべく、上引の勅文を掲記するといった編纂上の可成り巧妙な工夫が凝らされている、とみることが出来るのである。

かくして廿の42の事例には、当事者が五位クラスの者であるにも拘らず、その属する門地や、帯する役職もされること乍ら、そうした事柄よりも寧ろ、当事者が惹起した、その事件の規模の大きさと、それの朝野の人士に与えた影響の強さ・大きさ、あるいはそれの有つ意義の重さ・深さ、等々に依って、当事件の経緯・顛末に関する可成り詳細な記述が為され、別けても、主謀当事者たる広嗣の最期の模様・状況を叙述する必要上から、そこにその卒去記事（実際は、誅殺記事ではあるが。）も付載されている訳である。而してこの卒去記事は、既述の如く、飽く迄も、件の広嗣の父宇合には、罪科の累が及ばぬよう、編纂上、充分に配慮し、工夫を凝して、然も、当事者の家系・門流、地位、役柄、惹起した事件の性格、等々を彼此能く勘案した上で、五位クラスの者のそれとしては、特殊例外的な「有記述事例」の形を採つて為されていると言えるのである。

先にも渺しく触れたように、『続日本紀』に載録する僧侶の示寂記事は、全部で、道昭・義淵・道慈・玄昉・行基・鑑真・道鏡・良弁の八事例存する。これら八事例、八名は、孰れも白鳳・奈良両朝に活躍した多くの僧侶の中から、何らかの評価基準のもとに、当代を代表する仏家と見做されて選ばれた者たちということになろう。これら八名の僧侶について、第八表を参考しつつ検討してみるに、当然のこととはいへ、それら僧侶は、大僧正行基から律師道慈までという具合に、孰れも僧綱に補任された経歴をもつ者で、某宗教の伝来者か、はたまた、某宗教の継承発展に大きく寄与尽力した者である。ところで、これら八名中、義淵・良弁両者の示寂記事にのみ、いわゆる伝記記述が存しないのである。これについては、いろいろ考えられようが、やはりこれは、上にも渺しく触れておいたように、某宗教の伝来者と、某宗教の継承発展者との相違に因由し、彼等両者は、傍線口部分に該当する故を以て、こうした記載体例が採られるに至ったものと考えたい。尤も、当代を代表する某僧侶の示寂記事における、いわゆる伝記記述の有無については、単にそうした上記の、傍線イ部分、傍線ロ部分といった編纂者によるとみられる評価判断規準のほかに、大僧正位（これは、本朝における大僧正位）を賜与された上、更に、天皇・皇太后・皇后の為に菩薩戒を受け、取り分け、天皇の出家受戒の権輿として、即日、大僧正位を改めて、新たに大菩薩号を授与せられたという行基や、大僧都、さては太政大臣禪師・法王位へと昇進就任して、権勢を恣とし、軽ては天皇位をも覬覦するに至ったという道鏡などにみられる、僧侶の行迹に有する異数性も亦、示寂記事において、いわゆる伝記記述を齎しめる一つの大きな評価判断規準たりうる要素であつたかと思われる。

それは兎も角として、上記八名中、道昭の示寂記事文字数が、他余の僧侶のそれに比して特段に多い。このことについては、夙に稿者が指摘した（拙文「『続日本紀』の墓卒記事に關する試案」『神道学』第六七号）如く、道昭の示寂記事を載録する同書の前半部分の奉勅撰者たる菅野朝臣真道が、件の僧道昭と共に、百濟帰化人王辰爾の苗裔であり、こうした系譜的近親関係による強い同族意

第八表

所在部分	僧階・僧名	俗姓	出自別	極階・事歴	文示 寂記事 字數	所在条
前半部分 (卷一) 二〇	道昭和尚 僧正義淵法師 律師道慈法師 僧玄昉 大僧正行基和尚	船連氏 市往氏 額田氏 阿刀氏 高志氏	蕃別(百濟系帰化人の裔) 蕃別(百濟系帰化人の裔) 神別 神別 蕃別(百濟系帰化人の裔)	大僧都 本邦法相宗第一伝 僧正 法相宗繼承発展者 玄昉・行基・良弁らの師 律師 本邦三論宗第三伝 僧正 本邦法相宗第四伝	六一九 三五 一九八 一一四 一二〇九	神龜5・10・20条 天平16・10・2条 天平18・6・18条 天平勝宝1・2・2条
後半部分 (卷二) 四〇	大和上鑑真 造薬師寺別當道鏡 僧正良弁 漆部氏 (一説、百濟氏)	中國人	道昭に従って瑜伽唯識の訣を受け、又、義淵に就いて学ぶ、大僧正位授与の権限さらに大菩薩の称号を勅命により受く。	僧正・太政大臣禪師 宗初祖	一九八 一一四 一二〇九	文武天皇4・3・10条 神龜5・10・20条 天平16・10・2条
	大和上・大僧正 本邦戒律 僧正 華嚴宗第二祖	二五六 三三六	天平寶字7・5・6条 天平勝宝1・2・2条	天平寶字7・5・6条 天平勝宝1・2・2条	天平18・6・18条 天平勝宝1・2・2条	文武天皇4・3・10条 神龜5・10・20条 天平16・10・2条
	宝龜4・閏11・24条	宝龜3・4・7条				

〔備考〕 当表は『続日本紀』を基本資料とし、これに『僧綱補任』『僧綱補任抄出』『元亨釈書』『本朝高僧伝』『三國仏法伝通縁起』等を参考すると共に『望月仏教大辞典』をも参考にして作成したものである。尚、僧階・僧名欄の表記は、『続日本紀』の当該者示寂記事のそれに随つてある。

識を基底にして、編纂者の真道は、本邦法相宗第一伝たる道昭を、その同族にもつことを誇りに思い、編纂者としての地位・立場を大いに利して、件の道昭の事績顕彰に努めたことに因るものと考えられるのである。然も、上記八名の示寂記事中、件の道昭のそれのみに、その父者の名船史（後に船連）^{（後に改姓）} 恵尺を記して、その示寂記事に「有記述事例」の形を採らしめているが、これは、同書の前半部分の奉勅撰者たる真道が、例の乙巳の変に際し、蘇我氏と命運を共にして、まさに焼亡せんとした国記を、恵尺、素早く火中より取り出して、之を中大兄皇子に献上したという、こうした同族の恵尺に対して、同じ史官としての立場からも、彼を痛く崇敬し、そうした彼を同族にもつことそれ自体に、こよなき誇りを感じて、彼を称揚し、顯彰すべく道昭の示寂記事において、彼の名恵尺を道昭の父者として誌し止めたことに因由するものと解釈せられるのである。

尚、件の道昭や行基などの示寂記事中に、「今」なる語辞が所見され、この「今」なる語辞の指示する年代を、一応、延暦年間、中に就き、同四年以後のことと考えられる旨を、先にも触れておいたが、ここでは、更に、之を延暦九年、以降と推定することについて、一言付記しておこうと思う。

凡そ、八世紀の間に、津連真道（朝臣菅野）^{（後の菅野）} や道昭を出した王辰爾系帰化人と、武生・藏などという西文氏系帰化人との生活上の結びつきが増々盛んになり、聽て延暦九年に、王辰爾系帰化人の津連真道が、西文氏系帰化人との生活上の一体化と政治勢力面での優越性とを背景に、西文氏の既存の伝承（文首の祖王仁が応神天皇の御世に帰化したとする伝承）^{（世に帰化したとする伝承）} と殆ど同様のそれを新たに捏造し、以て百濟王氏の口添を得て改氏姓を申請し、その結果、菅野朝臣なる氏姓を獲得するに至った（閔晃氏「帰化」）といふ経緯が想察されることと、既述した如く、同書の前半部分の奉勅撰者たる菅野朝臣真道が、西文氏系帰化人の末裔たる行基の示寂記事よりも、自分と同系統に属する道昭のそれの方を、その系譜的近親関係による強い同族意識を以て、詳密・詳細に記述しえたとみられるなどを併考するならば、それら道昭や行基の示寂記事中に所見される「今」なる

語辞の指し示す時点を延暦九年以後のこととする見方が自ずと導き出されてくるよう思うのである。ところで、この行基の示寂記事文字数が、同書の前半部分において、道昭のそれに次いで多いのは、彼が、始めて大僧正位を、更には、大菩薩号を各々授与されたということのみに因らず、当該部分の奉勅撰者たる菅野朝臣真道と同族関係にあつた道昭の愛弟子であり、而も、師道昭の感化を強く受け、布教活動は固より、公共の福祉・奉仕活動、即ち菩薩行に挺身することに依って、世人からは文字通り菩薩と称され、その影響する処は量り知れぬものがあり、こうした行基に対しても真道が、篤く崇敬し、仍て以て之を国史に称揚し、顕彰せんとしたことに因由するものと考えられるのである。

類別チ

当類に所属するのは、②⑥⑬⑯の四例で、これらは孰れも「無記述事例」である。これら四例のうち、②の「勤大下相当式山代小田」と⑬の「正六位上高田首新家」は、共に壬申年の功臣ということで一括しうるようと思うので、説述の便宜上、これら両事例をば、⑥に先んじて触ることにしたい。但し、それら②⑬両事例のうち、各当該事例において、各当該者が壬申年の功臣たることを明記する⑯の事例の方より先に述べることとする。

⑯の高田首新家について、彼は、壬申年六月、大海人皇子が吉野を発し伊勢国に赴いた折、同国守三宅連石床、介三輪君子首、湯沐令田中臣足麻呂らと共に鈴鹿郡で同皇子の許に参候したことや、天武天皇十四年十月に勅命を奉じて、輕部朝臣足瀬らと共に信濃国に遣わされて、同地に行宮を造営したことが『日本書紀』に所見される。このように彼は、壬申年功臣の一人であり、その後も天武天皇治世下に在つて活躍していたことを知りうるのである。

そもそも彼が壬申年功臣であったことは、ここに取り上げている『続日本紀』の⑯の記事に「贈従五位下民忌寸大火正五位上。正六位上高田首新家從五位上。並遣使弔賄。以壬申年功也。」とあり、慶雲元年七月二十二日条に「贈従五位上高田首新家功封冊戸四分之一、傳子无位首名」とあり、更に、天平宝字七年十月二十八日条に「前監物

主典徒七位上高田毗登足人之祖父嘗任「美濃國主稻」。屬「壬申兵亂」以「私馬奉「皇駕」^(幸カ)」申「美濃尾張國」天武天皇嘉^レ之。賜「封戸傳「王子」至是坐^レ殺「高田寺僧」下^レ獄奪^レ封。」とあることによつて能く理会されるのである。特に後の二記事に依り、新家は、壬申年当時「美濃國主稻」の任に在つたこと、同年の事変勃発に際し、新家は「以「私馬奉「皇駕」」り、之を大海人皇子が嘉納して、件の新家に封戸を賜与したこと。そしてこの封戸は、新家——首名——足人へと伝領されてきたが、足人の代に至つて、足人自身が「坐^レ殺「高田寺僧」」して獄に下され、封戸を奪われてしまつたこと、等が可成り具体的に知られて興味深いものがある。

先に、類別への(+)壬申年功勞関係の事例⑫の徒五位下民忌寸大火について触れておいたように、『続日本紀』所見の贈位記事中、明確に記述されている贈位理由として最も多くの事例数を有するのは、壬申年功のそれなのである。これによつて、当該記事の掛けられている年次の頃おいに、如何に壬申年功臣が政治・社会的に高く重く評価され、厚遇されていたかを窺知しうるのである。實に、ここに取り上げている⑬の高田首新家の場合も、そうした壬申年功臣者的一事例であり、件の新家と同日条に所見される処の、既述の徒五位下民忌寸大火は五位クラスの者であるのに対し、問題の新家は、六位クラスの者であるにも拘らず、その卒去記事^(その実内容)が同書に載録されているのも、こうした事情に因るものと考えられるのである。

次に、②の山代小田について述べてみると、『日本書紀』に拠れば、彼は、天武元年六月の壬申事変に際し、「元徒者」の一人として同天皇に扈従し、伊勢国朝明郡に到つた時、安斗連阿加布と共に差遣されて東海軍を発したという^{(同書に}ある。^{部小田と。}

彼は、六位クラスに属する者であるにも拘らず、その卒去記事^(その実内容)が、『続日本紀』に載録されている点で、上述⑬の「高田首新家」の場合と同じである。仍つて件の事例②の同書への載録事情についても、やはり、既述⑬の事

例のそれに同様と考えて差し支えなかろうと思う。

次に、⑥の新羅大使薩浪金所毛の場合について述べてみると、その卒去する大宝元年正月十四日の前年たる文武四年十一月八日条に「新羅使薩浪金所毛來赴母王之喪」とあるから、彼は、訪日後、二ヶ月余りで死去してしまったことになる。

凡そ、『続日本紀』に載録する新羅使節来朝記事に就き、一渉り眺めてみると（各事例の通番号上に付した○印は「入難波館」事例、×印は「不入京」事例、△印は「放還」事例を各々示す。また、括弧内年月日条は、○印事例の「入京」を示す条である。尚、参考の便に供すべく、各事例における新羅使節の官位に傍線を付すと共に、之に日本古典文学大系本『日本書紀』下巻末付表、新羅官位十七等の等位を、アラビア数字を以て併記しておく。）、

- 1 一吉浪金弼徳、副使奈麻金任想ら。
文武 1・10・28条（2・1・1条）
- 2 大使薩浪金所毛、小使級浪金順慶ら。
文武 4・11・8条（大宝 1・1・1条）
- △ 3 薩浪金福護、級浪金孝元ら。
大宝 3・1・9条
- 4 一吉浪金儒吉ら。
慶雲 2・10・30条（2・12・27条）
- 5 金信福ら。
和銅 2・5・20条（2・5・27条）
- 6 重阿浪金元静ら升余人。
和銅 7・11・11条（7・12・26条）
- 7 級浪金長言ら冊人。
養老 3・5・7条（3・閏7・21条）
- 8 大使一吉浪金乾安、副使薩浪金弼ら。
養老 5・12是月条
- 9 韓奈麻金貞宿、副使韓奈麻昔楊節ら一十五人。
養老 7・8・8条（7・8・9条）
- 10 薩浪金造近ら。
神龜 3・5・24条（3・6・5条）
- 11 韓奈麻金長孫ら冊人。
天平 4・3・5条（4・5・11条）
- 12 級伐浪金相貞ら。
天平 6・12・6条（7・2・17条）

× 13 級 滉金想純ら一百卅七人。

天平10・1・是月条

× 14 沙滌金欽英ら一百八十七人。

天平14・2・3条

× 15 薩滌金序貞ら。

天平15・3・6条

○ 16 王子韓阿滌金泰廉、貢調使大使金暄及送王子使金弼言ら七百余入。

天平勝宝4・閏3・22条(4・6・14条)

× 17 級 滌金貞卷。

天平寶字4・9・16条

× 18 級 滌金体信已下二百十一人。

天平寶字7・2・10条

× 19 大奈麻金才伯ら九十一人。

天平寶字8・7・19条

× 20 級 滌金初正ら一百八十七人及導送者卅九人。

天平寶字3・11・12条

○ 22 薩滌金蘭蓀、副使級滌金巖、大判官韓奈麻薩仲業、少判官奈麻金貞樂、大通事韓奈麻金蘇忠ら。

宝龜5・3・4条

宝龜10・10・9条(11・1・2条)

のようすに、全部で二十二例を拾い出すことが出来る。そして、このうち、○印事例(△印事例の一例)、即ち使節が来朝し、難波館入り(但し、入京した)した事例とを加算すると、都合十三事例に上る。更に、それら二十二例のうち、特に、12の事例(天平6・12条のそれ)迄は、略々○△両印(但し、○印が△印より多く)事例が続くけれど、次の13の事例(天平10・1是月条のそれ)以降は、それ以前と大きく様相を異にし、略々×印事例、即ち使節が来朝するとはいへ、「不入京」若しくは「放還」の事例が続いていることを知りうる。

ところで、件の新羅使節來朝記事は、光仁朝の宝亀末年迄で、その跡を断ち、続く桓武朝の天応・延暦年間(妙なくも、同書の叙述述対象範囲とす)には全く所見されない。この桓武朝において新羅使節來朝記事を闕くことは、大いに注目されねばならぬ

点であるけれど、ここでは、そうしたことを暫く措くとして、同書に収載する新羅使節来朝記事において、12の事例以前（（そこのでの唯一の×印事例8には「縁太上天」）と、13の事例以降との間に、内容上、大きな変化が見られ、そこに一線を画すこと

が出来ること。そして、ここで取り上げている⑥の新羅大使薩浪金所毛卒伝記事が、そうした○印事例の連続する中の一事例に係わるものであること。別言すれば、わが国と新羅国とが曲りなりにも、友好関係を保持しあっていた頃の一事例であることを、第一点として確認しておきたい。それに更に、問題の⑥の薩浪金所毛の場合のように、新羅大使が訪日中に卒去するというのは、同書に収載する二十二例に上る新羅使節来朝記事に在って、唯一の事例であることそれ自体に、そうした使節大使の訪日中の卒去が、異例中の異例ともいいうべき特異事例たることが端的に示されていることを第二点として指摘しておきたい。こうした第一点、第二点として各々確認し、或いは指摘した事柄に拠つて⑥の金所毛の卒去記事が、同書に載録されたものと考えたいのである。而してそう理会することに依り、初めて当該記事に「賄絶一百五十疋。綿九百疋二斤。布一百段。小使級浪金順慶及水手已上。賜祿有差。」とある処の、大使金所毛已下新羅使節団へのわが朝廷の手厚い配慮の程も能く首肯されるのである。

最後に、⑯の前学生阿倍朝臣仲麻呂の場合について述べてみると、彼は若干二十歳にて養老元（七一七）年に入唐し、大曆五（七七〇）年（本朝宝元年）に七十三歳を以て長安に死没したという（以下、仲麻呂については、杉本直治郎氏「阿倍仲麻呂伝研究」井上薰氏「阿倍仲麻呂・鑑真」（『日本人物史大系』第一巻所収）等を参照。）ので、その在唐期間は実に五十四年に及ぶことになる。

翻つて、養老元年出発の第八次遣唐使一行中には、吉備朝臣真備の名も見られ、彼も亦、仲麻呂と同じく留学生であった。その真備の薨卒記事に「從使入唐。留學受業。研覽經史。該涉衆芸。我朝學生播名唐國者。唯大臣及朝衡一人而已」（（「統日本紀」卷6・10・2条）云々とあることからも窺い知られるように、入唐後の仲麻呂・真備両者は、共にその盛名を謳われたという。真備は、天平七年に帰朝し唐礼一二〇卷などを献上したが、その際、仲麻呂は帰国すること適わなかつた。

爾後、天宝十二（七五三）^{◇本朝天平}年、彼は、第十次遣唐使一行と共に帰国する許可を得、出発準備を整えると共に、唐人との惜別をも済ませ、いよいよ十一月十五日、四船は蘇州黃泗浦を出帆した。しかし一難が大使清河、仲麻呂らの搭乗する第一船の前を飛翔したので、之を不吉なりとし、進発を止め、碇を下ろして留まつた（「唐大和上」）。再び翌十六日開帆。第一船以外の三船は、悉く本朝へ帰還することを得たが、第一船のみは、北東季節風に押されて安南の驩州に漂着。大使清河ら一行一八〇余人中、その殆どの一七〇余人までが土人に害せられ、清河や仲麻呂らの生残り一〇余人は、僅かに虎口を脱して、天宝十四（七五五）年六月、長安に辿り着いたという。

世に著聞する仲麻呂の「天の原ふりさけ見れば」云々なる望郷歌（「古今和歌集」）は、上述した黃泗浦開帆前に詠じられたもので、仲麻呂の胸中を忖度するに、顯昭の『古今集註』に「心帰るを忘れず、郷国を言ふ毎に、心魂断絶す」云々とあること、洵に宜なる哉である。帰國に失敗した仲麻呂は、ますます望郷の念に駆られつゝ、遂に故国の地を踏むことなく、異邦の地にその生涯を閉じたのである（清河も唐国にて死没、彼は仲麻呂よ。り四年程、命存えていたといふ）。彼の死没の報は、恐らく、宝亀八年出発、翌九年帰國の第十四次遣唐使によつて本朝へ齎されたものと推察されるのである。

尚、⑯の当該条には「家口偏乏。葬礼有闕。勅賜東絶一百疋。白綿三百疋。」とあつて、仲麻呂の遺族の状況・状態と、その遺族を慰劬すべく勅命による物品賜与のこととが誌されている。孰れにしても、彼の死没関係記事が同書に載録されているのは、彼が唐に仕えて榮達し（秘書監・兼衛尉卿・左散騎常侍・鎮等を歴任）、その吏僚としての優秀性ないし卓越性が喧伝せられていたこと。李白・王維・趙暉らの錚々たる詩友と交際し、文人として盛名を謳われていたこと。第九次及び第十次遣唐使の応対、斡旋・仲介、等に大いに力め、之が本朝にも聞知されていたこと。擗て加えて、その類を絶する在唐期間の長さと、異郷の地での死没という特異性を有していること、等々に因由するものと思料されるのである。

四

次に、薨卒記事中、特に薨卒当事者の祖父ないしそれ以上の直系尊属者に言及する事例について、之が件の薨卒当事者の身分ないし階（級）層と如何ように係わるかといった問題を検討してみようと思う。そこで、始めに『続日本紀』以下の四国史に所見されるそうした事例の全てを列記すると共に、それらの各事例にみる薨卒当事者の身分ないし階（級）層を各四国史毎に分類整理して作成した第九表を掲記しておくこととする（各史書毎の事例列記に関して、各事例番号を上記するとも上記下段に併記する。尚、各史書毎の記号形式は、全て既掲第一表に準拠する。）。

△『続日本紀』△

薨卒当事者	記号形式	所在条
1 7 正二位多治比真人嶋	A D	大宝1・7・21条
2 15 従三位小野朝臣毛野	A B	和銅7・4・15条
3 20 従三位巨勢朝臣麻呂	A B	養老1・1・18条
4 21 正一位石上朝臣麻呂	A E	養老1・3・3条
5 24 正三位巨勢朝臣邑治	A B	神龜1・6・6条
6 26 正二位長屋王	A B	天平1・2・12条
7 28 従三位石川朝臣名足	A B	天平1・8・9条
8 30 従二位大伴宿祢旅人	A B	天平3・7・25条
9 48 正三位牟漏女王	A B	天平18・1・27条

10	50	正三位大伴宿祢牛養	AB	天平勝宝1・閏5・29条
11	54	従二位巨勢朝臣奈弓麻呂	AB	天平勝宝5・3・30条
12	56	正一位橘朝臣諸兄	AB	天平寶字1・1・6条
13	61	光明皇后（藤原朝臣氏）	AB	天平寶字4・6・7条
14	63	正四位下安倍朝臣嶋麻呂	AB	天平寶字5・3・10条
15	64	従三位巨勢朝臣関麻呂	AC	天平寶字5・4・9条
16	66	従三位紀朝臣飯麻呂	AB	天平寶字6・7・19条
17	67	正三位石川朝臣年足	AC	天平寶字6・9・30条
18	71	正一位藤原惠美朝臣押勝	AC	天平寶字8・9・18条
19	73	従三位和氣王	AB	天平神護1・8・1条
20	77	従三位百濟王敬福	ABCD	天平神護2・6・28条
21	79	従三位山村王	E	神護景雲1・11・17条
22	80	従四位下高丘宿祢比良麻呂	AB	神護景雲2・6・28条
23	86	二品難波内親王	AB	宝龜4・10・14条
24	87	従四位下國中連公麻呂	B	宝龜5・10・3条
25	92	従三位大伴宿祢古慈斐	AB	宝龜8・9・18条
26	94	三品坂合部内親王	AB	宝龜9・5・27条
27	100	従四位下紀朝臣広純	AB	宝龜11・3・22条

28	正三位石上大朝臣宅嗣	A B	天応 1 • 6 • 24 条
29	107 従三位大伴宿祢伯麻呂	A B	延暦 1 • 2 • 3 条
30	111 従四位上紀朝臣家守	A B	延暦 3 • 4 • 19 条
31	114 従四位下淡海真人三船	A B C	延暦 4 • 7 • 17 条
32	115 従三位大伴宿祢家持	A B	延暦 4 • 8 • 28 条
33	116 正三位藤原朝臣種繼	B	延暦 4 • 9 • 24 条
34	121 正二位大中臣朝臣清麻呂	A C	延暦 7 • 7 • 28 条
35	123 従二位藤原朝臣是公	A B	延暦 8 • 9 • 19 条
36	124 従三位高倉朝臣福信	B	延暦 8 • 10 • 17 条
37	125 従三位多治比真人長野	A B	延暦 8 • 12 • 22 条
38	126 皇太后（高野朝臣新笠）	A E	延暦 8 • 12 • 28 条
39	127 従三位藤原朝臣浜成	A B	延暦 9 • 2 • 18 条

△『続日本後紀』▽

薨卒当事者

記号形式

所在条

1	従四位下甘南備真人高直	A E	承和 3 • 4 • 18 条
2	従二位清原真人夏野	A B	承和 4 • 10 • 7 条
3	従二位藤原朝臣三守	A B	承和 7 • 7 • 7 条
4	従四位上紀朝臣深江	A B	承和 7 • 10 • 5 条

5 従三位藤原朝臣継業	AB	承和9・7・5条
6 三品阿保親王	AB	承和9・10・22条
7 正四位下文室朝臣秋津	AB	承和10・3・2条
8 正一位藤原朝臣緒嗣	AB	承和10・7・23条
9 正三位藤原朝臣愛発	AB	承和10・9・16条
10 従四位下藤原朝臣貞主	AB	承和11・9・16条
11 正三位藤原朝臣吉野	AB	承和13・8・12条
12 正三位藤原朝臣綱繼	AB	承和14・7・26条
13 従四位上藤原朝臣長岡	AB	嘉祥2・2・6条
14 従四位下藤原朝臣富士麻呂	ABC	嘉祥3・2・16条
15 従四位上大中臣朝臣淵魚	AB	嘉祥3・3・3条
△『文徳実録』▽		
薨卒当事者	記号形式	所在条
1 従四位下興世朝臣書主	AB	嘉祥3・11・6条
2 正四位下滋野朝臣貞主	AC	仁寿2・2・8条
3 (正五位下藤原朝臣) 並藤	ABC	仁寿3・5・13条
4 従五位下伴宿祢三宗	AB	齊衡1・8・16条
5 正五位下石川朝臣長津	AB	齊衡1・12・3条

6 正五位下藤原朝臣行道	A B	齊衡 1 • 12 • 19 条
7 従三位百濟王勝義	A B	齊衡 2 • 7 • 戊寅条
8 従四位下藤原朝臣諸成	A B C	齊衡 3 • 4 • 18 条
9 正四位下南淵朝臣永河	A B	天安 1 • 10 • 13 条
10 従四位上清原真人有雄	A E	天安 1 • 12 • 25 条
11 従五位上文室朝臣海田麻呂	A B	天安 2 • 1 • 24 条
12 従五位上藤原朝臣宗善	A C	天安 2 • 4 • 16 条
13 従五位上藤原朝臣宗成	A B	天安 2 • 5 • 27 条
14 従五位下藤原朝臣大瀧	A B	天安 2 • 6 • 2 条
15 従五位下山田連春城	C	天安 2 • 6 • 20 条

△『三代実録』▽

薨卒当事者	記号形式	所在条
1 正三位安倍朝臣安仁	A B	貞觀 1 • 4 • 23 条
2 従四位上藤原朝臣貞守	A C	貞觀 1 • 5 • 1 条
3 従三位広井女王	A B C E	貞觀 1 • 10 • 23 条
4 僧正真済（俗姓紀朝臣）	A B	貞觀 2 • 2 • 25 条
5 従五位上小野朝臣恒柯	A B	貞觀 2 • 5 • 18 条
6 正三位橘朝臣岑繼	A B	貞觀 2 • 10 • 29 条

7 従五位下大神朝臣虎主	E	貞觀 2 • 12 • 29 条
8 従四位上清原真人岑成	A B C E	貞觀 3 • 2 • 29 条
9 従四位下藤原朝臣興邦	A B	貞觀 5 • 1 • 5 条
10 正四位下豊江王	A B	貞觀 5 • 7 • 16 条
11 従五位下高橋朝臣文室麻呂	A B C D	貞觀 6 • 2 • 2 条
12 従四位上豊前王	A E	貞觀 7 • 2 • 2 条
13 従三位橘朝臣永名	A B	貞觀 8 • 5 • 10 条
14 従四位上中臣朝臣逸志	A B	貞觀 9 • 1 • 24 条
15 従五位上坂上大宿祢當道	A B	貞觀 9 • 3 • 9 条
16 正三位平朝臣高棟	A B	貞觀 9 • 5 • 19 条
17 権僧正堯演（俗姓大中臣朝臣）	A B C	貞觀 9 • 7 • 12 条
18 正四位下藤原朝臣良繩	A B	貞觀 10 • 2 • 18 条
19 従四位下当麻真人清雄	A B	貞觀 11 • 12 • 7 条
20 従三位春澄朝臣善繩	A B	貞觀 12 • 2 • 19 条
21 従五位下伊伎宿祢是雄	E	貞觀 14 • 4 • 24 条
22 従四位上在原朝臣善淵	A B	貞觀 17 • 2 • 2 条
23 正三位南淵朝臣年名	A B	元慶 1 • 4 • 8 条
24 従四位下坂上大宿祢瀧守	A B	元慶 5 • 11 • 9 条

25 正四位下源朝臣良舒..... A B 元慶 5 • 11 • 29 条

26 従四位下橘朝臣良基..... A B 仁和 3 • 6 • 8 条

△『紀日本紀』の場合▽

皇（太）后..... 13 38 の二例
一位..... 12 18 の二例

二位（品）..... 1 4 6 8 11 23 34 35 の八例

三位（品）..... 2 3 5 7 9 10 15 16 17 19 20 21 25 26 28 29 32 33 36 37 39 の二一例

四位..... 14 22 24 27 30 31 の六例

△『続日本後紀』の場合▽

二位..... 2 3 8 の三例

三位（品）..... 5 6 9 11 12 の五例

四位..... 1 4 7 10 13 14 15 の七例

△『文德実録』の場合▽

三位..... 7 の一例

四位..... 1 2 8 9 10 の五例

五位..... 3 4 5 6 11 12 13 14 15 の九例

△『三代実録』の場合▽

三位..... 1 3 6 13 16 20 23 の七例

四位……………2 8 9 10 12 14 18 19 22 24 25 26の二例

五位……………5 7 11 15 21の五例

僧侶……………4 17の二例

これらに依り、薨卒記事において、祖父ないしそれ以上の直系尊属者名を明記するのは、『続日本紀』の場合、薨卒当事者の身分ないし階（級）層が、皇（太）后、一位、二位（品）、三位（品）、そして四位の者に限られており、このうち、特に三位（品）の者が最も多いこと。『続日本後紀』の場合、薨卒当事者の身分ないし階（級）層が、二位（品）、三位（品）、そして四位の者に限られており、このうち、特に四位の者が最も多いこと。『文徳実録』の場合、薨卒当事者の身分ないし階（級）層が、三位、四位そして五位の者に限られており、このうち、特に五位の者が最も多いこと。そして『三代実録』の場合、薨卒当事者の身分ないし階（級）層が、三位、四位、五位、そして僧侶に限られており、このうち、特に四位の者が最も多いこと、等々を明らかにしうるのである。また、こうした各四国史毎に、各階（級）層に属する事例が各々如何ように存するか、という観方でなく、各階（級）層に属する事例が各四国史に各々如何ように存するか、という観方からすれば、次のようになる。即ち、二位（品）以上（皇（太）后・一位を含む）の薨卒当事者が、その薨卒記事において、祖父ないしそれ以上の直系尊属者名を明記する事例（以下、これを「祖父以上者名明記事例」と略称する。）は、四国史中、『続日本紀』『続日本後紀』両書に所見されるが、これら両書に在っては、『続日本紀』の方が、『続日本後紀』よりも優越していること。二位（品）の薨卒当事者の、その薨卒記事における「祖父以上者名明記事例」は、各四国史の孰れにも所見されるが、その中でも、『続日本紀』が最も優越すること。四位の卒去当事者の、その卒去記事における「祖父以上者名明記事例」は、各四国史の孰れにも所見されるが、その中でも、『三代実録』が最も優越すること。五位の卒去当事者の、その卒去記事における「祖父以上者名明記事例」は、四国史中、『文徳実録』『三代実録』両書に所見されるが、これら

第九表

位階・階(級)層		皇(太)后	一 位	二 位 (品)	三 位 (品)	四 位	五 位	僧 倶	合 計
四 国 史									
続 日 本 紀	(100%)	2	2	8	⑪	6			39
続 日 本 後 紀				3	5	⑦			15
文 德 実 錄				1	5	⑨			15
三 代 実 錄				7	⑫	5	2		26
合 計		2	2	11	34	30	14	2	95

[備考] ○印は、各四国史中、事例数の最も多いものであり、各事例数の下に記す括弧内百分比は、各史書毎の各位

階・階(級)層別事例数の、それら四史書の各位階・階(級)層別事例合計数に占めるものである。

両書に在つては、『文徳実録』の方が、『三代実録』よりも優越していること。そして僧侶の示寂当事者の、その示寂記事における「祖父以上者名明記事例」は、四国史中、『三代実録』のみに所見されること、等々を指摘しうるのである。

次に、既掲の各四国史毎の各事例の形式分類について、之を纏めて示すと左記のようになる（括弧内百分比は、各史書毎の合計事例数に占めるものである。）。

『続日本紀』（合計三九例）

- ① A B型……………2 3 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 16 19 22 23 25 26 27 28 29 30 32 35 37 39の一六例（六六・七%）
- ② A C型……………15 17 18 34の四例（一〇・一%）

- ③ B型……………24 33 36の三例（七・七%）

- ④ A E型……………4 38の二例（五・一%）

- ⑤ A B C型……………31の一例（一・六%）

- ⑥ A B C D型……………20の一例（一・六%）

- ⑦ A D型……………1の一例（一・六%）

- ⑧ E型……………21の一例（一・六%）

『続日本後紀』（合計一五例）

- ① A B型……………2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 15の一三例（八六・七%）

- ② A B C型……………14の一例（六・七%）

- ③ A E型……………1の一例（六・七%）

『文徳実録』（合計一五例）

- ① A B型……………1 4 5 6 7 9 11 13 14の九例（六〇・〇%）

- ② A C型……………2 12の一例（一三・三%）
- ③ A E型……………10の一例（六・七%）
- ④ A B C型……………3 8の一例（一三・三%）
- ⑤ C型……………15の一例（六・七%）

『三代実録』（合計二六例）

- ① A B型……………1 4 5 6 9 10 13 14 15 16 18 19 20 22 23 24 25 26の一八例（六九・一%）
- ② A B C E型……………3 8の一例（七・七%）
- ③ A C型……………2の一例（三・八%）
- ④ E型……………7 21の一例（七・七%）
- ⑤ A B C D型……………11の一例（三・八%）
- ⑥ A E型……………12の一例（三・八%）
- ⑦ A B C型……………17の一例（三・八%）

これに依り、各四国史ともA B型が最も多く、この傾向は、四国史中、形式種類数の最も少ない『続日本後紀』において、八六・七%という高率を以て最も顕著に認められるのである（他余の三書では、六九%と大同小異である。）。

それでは、こうした各四国史所見の「祖父以上者名明記事例」の、その薨卒当事者は、一体如何なる氏姓の持ち主であろうか。次に、そうしたことの検討を試みてみよう（事例数の多い順に掲げる。以下同様）。

△『続日本紀』の場合△

- 1 (内) 親王・皇(女)子・(女)王……………6 9 19 21 23 26の六例

2 藤原朝臣氏	13	18	33	35	39の五例
3 大伴宿祢氏	8	10	25	29	32の五例
4 巨勢朝臣氏	3	5	11	15	の四例
5 紀朝臣氏	16	27	30	の三例	
6 多治比真人氏	1	37	の二例		
7 石上(大)朝臣氏	4	28	の二例		
8 石川朝臣氏	7	17	の一例		
9 小野朝臣氏	2	の二例			
10 橘朝臣氏	12	の二例			
11 安倍朝臣氏	14	の一例			
12 百济王氏	20	の一例			
13 高丘宿祢氏	22	の一例			
14 国中連氏	24	の一例			
15 淡海真人氏	31	の一例			
16 大中臣朝臣氏	34	の一例			
17 高倉朝臣氏	36	の一例			
18 高野朝臣氏	38	の一例			

△『続日本後紀』の場合▽

1 藤原朝臣氏	3 5 8 9 10 11 12 13 14 の九例
2 甘南備真人氏	1の一例
3 清原真人氏	2の一例
4 紀朝臣氏	4の一例
5 親王	6の一例
6 文室朝臣氏	6の一例
7 大中臣朝臣氏	7の一例
7 大中臣朝臣氏	15の一例
△『文徳実録』の場合△	
1 藤原朝臣氏	3 6 8 12 13 14 の六例
2 興世朝臣氏	1の一例
3 滋野朝臣氏	2の一例
4 伴宿祢氏	4の一例
5 石川朝臣氏	5の一例
6 百濟王氏	7の一例
7 南淵朝臣氏	9の一例
8 清原真人氏	10の一例
9 文室朝臣氏	11の一例
10 山田連氏	15の一例

△『三代実録』の場合▽

1 藤原朝臣氏	2 9 18の三例
2 (女)王	3 10 12の三例
3 橋朝臣氏	6 13 26の三例
4 (大)中臣朝臣氏	14 17の一例
5 坂上大宿祢氏	15 24の一例
6 安倍朝臣氏	1の一例
7 小野朝臣氏	5の一例
8 大神朝臣氏	7の一例
9 清原朝臣氏	8の一例
10 高橋朝臣氏	11の一例
11 源朝臣氏	25の一例
12 平朝臣氏	16の一例
13 当麻真人氏	19の一例
14 春澄朝臣氏	20の一例
15 伊伎宿祢氏	21の一例
16 在原朝臣氏	22の一例
17 南淵朝臣氏	23の一例

これに依り、『続日本紀』は三九例で一八氏族（一氏族平均）、『続日本後紀』は一五例で七氏族（一氏族平均）、『文徳実録』は一五例で一〇氏族（一氏族平均、約一・五例）、そして『三代実録』は二六例で一八氏族（一氏族平均）となつて、『続日本紀』より『三代実録』に至るにつれて、漸次、一氏族平均事例数が減少していること、別言すれば、『続日本紀』より『三代実録』に至るに至るにつれて、極めて徐々にではあるが、一事例当たりについての平均氏族数が豊かで多くなつてゐることを知りうるのである。

最後に四国史の薨卒記事中、薨卒当事者の出生の序列・順次を録する事例（第〇△皇▽△女▽子、（○印部分に数字が入る）、あるいは△之長子」「△之次子」などと記す事例。傍波線部分がそれに該当する。）の全てを掲記して、之に検討を加えてみよう。

所生子（女）有序列表記

△『続日本紀』の場合△

- (1) (從四位下相當) 浄広式弓削皇子……天武天皇之第六皇子也。
(文武3・7・21条)
- (2) 三品忍壁親王……天武天皇之第九皇子也。
(慶雲2・5・7条)
- (3) 従三位石川朝臣宮麻呂……近江朝大臣大紫連子之第五男也。
(和銅6・12・6条)
- (4) 正三位大伴宿祢安麻呂……難波朝右大臣大紫長徳之第六子也。
(和銅7・5・1条)
- (5) 一品長親王……天武天皇第四之皇子也。
(靈龜1・6・4条)
- (6) 一品穗積親王……天武天皇之第五皇子也。
(靈龜1・7・27条)
- (7) 二品志貴親王……天智天皇第七之皇子也。
(靈龜2・8・11条)
- (8) 正一位藤原朝臣不比等……近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也。
(養老4・8・3条)
- (9) 従一位多治比真人池守……左大臣正一位嶋之第一子也。
(天平2・9・8条)

- (10) 従二位大伴宿祢旅人……難波朝右大臣大紫長德之孫。大納言贈從二位安麻呂之第一子也。(天平3・7・25条)
 (11) 一品新田部親王……天渟中原瀛真人天皇之第七皇子也。(天平7・9・30条)
- (12) 一品舍人親王……天渟中原瀛真人天皇之第三皇子也。(天平7・11・14条)
- (13) 正三位藤原朝臣房前……天渟中原瀛真人天皇之第三皇子也。
- (14) 従三位藤原朝臣麻呂……贈太政大臣正一位不比等之第二子也。(天平9・4・17条)
- (15) (正一位藤原朝臣武智麻呂) ……贈太政大臣不比等之第四子也。(天平9・7・13条)
- (16) 正三位藤原朝臣宇合……贈太政大臣不比等之第一子也。(天平9・7・25条)
- (17) 正三位多治比真人広成……左大臣正一位嶋之第五子也。(天平9・8・5条)
- (18) (従五位下藤原朝臣) 広嗣……式部卿馬養之第一子也。(天平11・4・7条)
- (19) 従三位藤原朝臣弟麻呂……平城朝贈正一位太政大臣武智麻呂之第四子也。(天平宝字4・6・癸卯条)
- (20) 従三位紀朝臣飯麻呂……淡海朝大納言贈正三位大人之孫。平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也。
- (21) 正三位石川朝臣年足……後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曾孫。平城朝左大弁從三位石足之長子也。(天平宝字6・7・19条)
- (22) 従三位藤原朝臣御楯……平城朝贈正一位太政大臣房前之第六子也。(天平宝字6・9・30条)
 (天平宝字8・6・9条)
- (23) (正一位藤原惠美朝臣) 押勝……近江朝内大臣藤原朝臣鑑足曾孫。平城朝贈太政大臣武智麻呂之第二子也。
- (24) 従一位藤原朝臣豊成……平城朝正一位贈太政大臣武智麻呂之長子也。(天平神護1・11・27条)

(25) 正三位藤原朝臣真楯…………平城朝贈正一位太政大臣房前之第三子也。

(天平神護2・3・12条)

(26) 従三位百濟王敬福…………其先者出自百濟國義慈王。高市岡本宮馭宇天皇御世。義慈王遣其子豐璋王及禪広王入侍……(禪広) 藤原朝廷賜號曰百濟王。卒賜正広參。子百濟王昌成。幼年隨父歸朝。先父而卒……子

郎虞。奈良朝廷從四位下攝津亮。敬福者即其第三子也。

(天平神護2・6・28条)

(27) 正一位藤原朝臣永手…………奈良朝贈太政大臣房前之第二子也。

(宝龜2・2・22条)

(28) 従三位藤原朝臣藏下麻呂…………平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第九子也。

(宝龜6・7・1条)

(29) 従三位藤原朝臣楓麻呂…………平城朝贈太政大臣房前之第七子也。

(宝龜7・6・13条)

(30) 従二位藤原朝臣良繼…………平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第二子也。

(宝龜8・9・18条)

(31) (從三位) 藤原朝臣清河…………贈太政大臣房前之第四子也。

(宝龜10・2・4条)

(32) 従三位藤原朝臣百川…………平城朝參議正三位式部卿兼大宰帥宇合之第八子也。

(宝龜10・7・9条)

(33) 従三位藤原朝臣繩麻呂…………右大臣從一位豐成之第四子也。

(宝龜10・12・13条)

(34) 正一位文室真人邑珍…………一品長親王之第七子也。

(宝龜11・11・28条)

(35) 従四位上藤原朝臣乙繩…………右大臣從一位豐成之第三子也。

(天応1・6・6条)

(36) 三品蘿田親王…………天宗高紹天皇之第三皇子也。

(延暦12・17条)

(37) 従二位藤原朝臣田麻呂…………參議式部卿兼大宰帥正三位宇合之第五子也。

(延暦2・3・19条)

(38) 正一位藤原朝臣魚名…………贈正一位太政大臣房前之第五子也。

(延暦2・7・25条)

(39) 従三位藤原朝臣家依…………贈太政大臣正一位永手之第一子也。

(延暦4・6・20条)

(40) 正四位下大中臣朝臣子老…………右大臣正一位清麻呂之第二子也。

(延暦8・1・25条)

(4) 従二位藤原朝臣是公…………贈太政大臣正一位武智麻呂之孫。參議兵部卿從三位乙麻呂之第一子也。

(延曆8・9・19条)

△『続日本後紀』の場合△

- (1) 三品明日香親王…………桓武天皇第七皇子也。
(承和1・2・13条)
- (2) 无品貞子内親王…………後太上天皇第一皇女。
(淳和)
(承和1・5・22条)
- (3) 无品麌努内親王…………平城天皇第二皇女。
(承和2・4・14条)
- (4) 従四位下甘南備真人高直…………天渟名倉太玉敷天皇之後。六世正五位下清野之第三子也。
(承和3・4・18条)
- (5) 従二位清原真人夏野…………正三位御原王孫。正五位下小倉王之第五子也。
(承和4・10・7条)
- (6) 芳子内親王…………嵯峨太皇大后所誕第五皇女也。
(承和5・12・26条)
- (7) 従三位藤原朝臣常嗣…………正三位葛野麻呂第七子也。
(承和7・4・23条)
- (8) 従二位藤原朝臣三守…………參議從三位巨勢麌朝臣之孫。而阿波守從五位上真作之第五子也。
(承和7・7・7条)
- (9) 三品高津内親王…………桓武天皇第十二皇女。
(承和8・4・17条)
- (10) 従四位下正道王…………三品中務卿恒世親王之一男也。
(承和8・6・11条)
- (11) 无品安濃内親王…………桓武天皇第四皇女也。
(承和8・8・30条)
- (12) 恒統親王…………後太上天皇第三皇子。
(淳和)
(承和9・3・16条)
- (13) 従三位藤原朝臣繼業…………參議正三位式部卿大宰帥宇合之孫而贈太政大臣正一位百川朝臣之第三子也。
- (承和9・7・5条)
- (14) 従三位菅原朝臣清公…………故遠江介從五位下古人之第四子也。
(承和9・10・17条)

(15) 三品阿保親王……皇統^(桓武)弥照天皇之孫。而天推國高彥天皇之第一皇子也。

(承和 9 • 10 • 22 条)

(16) 正四位下文室朝臣秋津……大納言正二位智努王之孫。從四位下勲三等大原王之第四子也。(承和 10 • 3 • 2 条)

(17) 正二位藤原朝臣緒嗣……參議正三位式部卿大宰帥宇合之孫。而贈太政大臣正一位百川之長子也。

(承和 10 • 7 • 23 条)

(18) 正三位藤原朝臣愛發……大納言正二位真楯之孫。贈左大臣從一位內麻呂朝臣第七子也。

(承和 10 • 9 • 16 条)

(19) 從四位上藤原朝臣浜主……贈左大臣正一位園人朝臣之長子也。

(承和 12 • 1 • 4 条)

(20) 從四位上和氣朝臣真綱……故民部卿從三位清麻呂之第五子也。

(承和 13 • 9 • 27 条)

(21) 從四位下繼枝王……贈一品伊豫親王之第二子也。

(承和 13 • 10 • 27 条)

(22) 正三位藤原朝臣綱繼……參議正三位勲二等式部卿兼大宰帥宇合之孫。參議從三位勲二等大宰帥藏下磨之第五子也。

(承和 14 • 7 • 26 条)

(23) 從一位橘朝臣氏公……贈太政大臣正一位清友朝臣之第七子也。

(承和 14 • 12 • 19 条)

(24) 四品良貞親王……淳和太上天皇第五皇子也。

(承和 15 • 5 • 6 条)

(25) 從四位上藤原朝臣長岡……大納言正二位真楯朝臣之孫。贈左大臣從一位內麻呂朝臣之第六子也。

(嘉祥 2 • 2 • 6 条)

(26) 无品大宅内親王……桓武天皇第八皇女也。

(嘉祥 2 • 2 • 14 条)

(27) 從四位下良岑朝臣木連……故大納言贈從一位安世朝臣第一男也。

(嘉祥 2 • 6 • 28 条)

(28) 從四位上藤原朝臣嗣宗……故肥後守從五位下永貞之長子也。

(嘉祥 2 • 11 • 29 条)

(29) 從四位下藤原朝臣富士麻呂……高野^(称德)天皇朝參議從三位式部卿巨勢麻呂朝臣之曾孫。從五位上真作之孫。正五位

下村田之第二子也。

(嘉祥3・2・16条)

(30) 従四位上大中臣朝臣淵魚……故南朝右大臣正一位清麻呂朝臣之孫。正五位下継磨之第三男也。

(嘉祥3・3・3条)

△『文德実録』の場合△

- (1) 三品葛井親王……桓武天皇第十二子也。
(嘉祥3・4・2条)
- (2) 正四位下坂上大宿祢清野……贈大納言正一位田村麻呂第四子也。
(嘉祥3・8・4条)
- (3) 従四位下藤原朝臣岳守……従四位下三成之長子也。
(仁寿1・9・26条)
- (4) 従四位上和氣朝臣仲世……民部卿正三位清万呂第六子也。
(仁寿2・2・19条)
- (5) 正五位下藤原朝臣高房……參議従四位上藤嗣第三子也。
(仁寿2・2・25条)
- (6) 従五位下紀朝臣最弟……従四位下木津魚之第十一子。
(仁寿2・2・27条)
- (7) 従四位下橘朝臣真直……右大臣従二位氏公第三子也。
(仁寿2・6・20条)
- (8) 従五位下菅原朝臣善主……従三位清公第三子也。
(仁寿2・11・7条)
- (9) 従三位小野朝臣篁……參議正四位下岑守長子也。
(仁寿2・12・22条)
- (10) 従五位下藤原朝臣閼雄……刑部卿従三位真夏第五子也。
(仁寿3・3・14条)
- (11) 従五位上紀朝臣椿守……春宮亮従五位上白滿長子也。
(仁寿3・4・14条)
- (12) 従五位下和氣朝臣貞臣……播磨守従四位上仲世第三子也。
(仁寿3・4・18条)
- (13) 犬品成康親王……仁明天皇第八子也。
- (14) 犬品斎子内親王……嵯峨太上天皇第十二女也。

- (15) 正四位下藤原朝臣助……贈左大臣從一位內麻呂第十一之子也。
 (仁寿 3 • 5 • 29条)
- (16) 一品葛原親王……桓武天皇之第三子。
 (仁寿 3 • 6 • 4条)
- (17) 從五位上山田宿祢古嗣……越後介外從五位下勲六等益人之長子也。
 (仁寿 3 • 12 • 21条)
- (18) 犬品宗子內親王……嵯峨太上天皇第八女也。
 (齊衡 1 • 3 • 20条)
- (19) 正二位源朝臣常……嵯峨太上天皇子。源氏第三郎。
 (齊衡 1 • 6 • 13条)
- (20) 犬品明子內親王……淳和太上天皇第七女。
 (齊衡 1 • 9 • 5条)
- (21) 正五位下藤原朝臣大津……贈左大臣從一位內麻呂第九之子也。
 (齊衡 1 • 10 • 9条)
- (22) 正五位下藤原朝臣行道……參議從三位楓麻呂之孫。從五位上城主之長子也。
 (齊衡 1 • 12 • 19条)
- (23) 從四位上道野王……大宰帥二品賀陽親王第一子也。
 (齊衡 2 • 3 • 13条)
- (24) 從四位下雄風王……贈一品万多親王第四子也。
 (齊衡 2 • 6 • 26条)
- (25) 從四位下當世王……二品大宰帥仲野親王第四子也。
 (齊衡 2 • 8 • 13条)
- (26) 無品安勅內親王……桓武天皇第十三女。
- (齊衡 2 • 9 • 17条)
- (27) 從四位下藤原朝臣諸成……參議從三位巨勢麻呂曾孫。左兵衛佐兼阿波守從五位下弓主之孫。正六位上助川之長男也。
 (齊衡 3 • 4 • 18条)
- (28) 從二位藤原朝臣長良……贈太政大臣正一位冬嗣之長子也。
 (齊衡 3 • 7 • 3条)
- (29) 從五位上春枝王……四世從五位下仲嗣王第八之男也。
 (齊衡 3 • 9 • 13条)
- (30) 犬品滋野內親王……桓武天皇第七女也。
 (天安 1 • 4 • 7条)
- (31) 正四位下南淵朝臣永河……右兵衛佐從五位下槻本公老之孫。散位從四位下坂田朝臣奈弓麻呂第三之子也。

(天安1・10・13条)

(32) 正四位下藤原朝臣衛…………贈左大臣從一位内麻呂第十之子也。

(天安1・11・5条)

(33) 従五位上文室朝臣海田麻呂…………大納言從一位智奴王之孫。從四位下勲三等大原之第五子也。

(天安2・1・24条)

(34) 従五位上文室朝臣助雄…………中納言從三位直世王之第二子也。

(天安2・3・14条)

(35) 従五位上藤原朝臣宗善…………大納言正三位真楯之曾孫。山城守從五位上永貞第四子也。

(天安2・4・16条)

(36) 従三位高枝王…………四品中務卿伊予親王第二子也。

(天安2・5・15条)

(37) 従五位上藤原朝臣宗成…………參議從三位兵部卿家依之孫。從五位下三起之長男。

(天安2・5・27条)

(38) 従五位下藤原朝臣大瀧…………從四位下今川之孫。正六位上清名之長男也。

(天安2・6・2条)

(39) 正四位下正行王…………贈一品万多親王第二子也。

△『三代実録』の場合▽

(1) 従四位下藤原朝臣多可幾子…………右大臣從二位良相之第一女也。

(天安2・11・14条)

(2) 従四位上藤原朝臣春津…………左大臣正一位緒嗣朝臣之第二子也。

(貞觀1・7・13条)

(3) 従四位下藤原朝臣良仁…………贈太政大臣正一位冬嗣朝臣之第七子也。

(貞觀2・8・5条)

(4) 正三位橘朝臣岑繼…………贈太政大臣正一位清友朝臣孫。而右大臣贈從一位氏公朝臣之長子也。

(貞觀2・10・29条)

(5) 従四位上清原真人瀧雄…………右大臣贈正二位夏野真人之第二子也。

(貞觀5・1・11条)

(6) 正三位源朝臣弘…………嵯峨太上天皇之子也。源氏之第一郎也。

(貞觀5・1・25条)

- (7) 從四位下良岑朝臣清風……大納言贈從二位安世第三子也。
 (8) 正四位下正躬王……贈一品万多親王之第七子也。
 (9) 從四位上利基王……一品賀陽親王之第六子也。
 (10) 從三位橘朝臣永名……贈太政大臣正一位奈良麻呂孫。而從四位下入居第四之子也。
 (11) 從四位上藤原朝臣有子……贈太政大臣長良朝臣之長女也。
 (12) 二品仲野親王……桓武天皇之第十二子也。
 (13) 正三位平朝臣高棟……桓武天皇孫。而一品葛原親王之長子也。
 (14) 從五位上藤原朝臣貞敏……刑部卿從三位繼彥之第六子也。
 (15) 正二位藤原朝臣良相……贈太政大臣正一位冬嗣朝臣之第五子也。
 (16) 無品業良親王……嵯峨太上天皇第二之子也。
 (17) 無品宗康親王……仁明天皇之第二子也。
 (18) 四品惟條親王……文德天皇第二子也。
 (19) 正二位源朝臣信……嵯峨太上天皇之子。源氏第一郎也。
 (20) 無品基貞親王……淳和太上天皇之第四子也。
 (21) 二品賀陽親王……桓武天皇第七子也。
 (22) 無品人康親王……仁明天皇第四子。
 (23) 從四位下藤原朝臣有貞……右大臣贈從一位三守朝臣之第七子也。
 (24) 從四位上清原真人秋雄……右大臣贈正一位夏野之第四子也。

(貞觀5・4・15条)

(貞觀5・5・1条)

(貞觀8・5・24条)

(貞觀8・5・10条)

(貞觀8・5・28条)

(貞觀9・1・17条)

(貞觀9・5・19条)

(貞觀9・10・4条)

(貞觀9・10・10条)

(貞觀10・6・11条)

(貞觀10・9・14条)

(貞觀11・9・21条)

(貞觀13・10・8条)

(貞觀14・5・5条)

(貞觀15・3・26条)

(貞觀16・4・24条)

(25) 従四位下藤原朝臣良近……大宰員外帥正三位吉野之第四子也。

(貞觀17・9・9条)
(元慶1・11・3条)

(26) 従三位大江朝臣音人……備中權介正六位上本主之長子也。

(元慶3・2・25条)

(27) 従五位下都朝臣良香……從五位下主計頭貞繼之小子也。

(元慶3・3・23条)

(28) 淳和太皇大后……嵯峨太上天皇之長女。

(元慶4・5・28条)

(29) 従四位上在原朝臣業平……故四品阿保親王第五子。

(元慶4・8・30条)

(30) 従三位菅原朝臣是善……父清公學芸博通……有四子。是善第四之子也。

(元慶5・10・13条)

(31) 先品高丘親王……平城太上天皇之第三子也。

(元慶5・11・22条)

(32) 正四位下基兄王……三品葛井親王長子也。

(元慶5・11・29条)

(33) 正四位下源朝臣舒……嵯峨太上天皇之孫。正四位下明之長子也。

(元慶6・4・28条)

(34) 従四位上潔世王……一品仲野親王第八之子也。

(元慶6・8・5条)

(35) 先品巨勢親王……平城太上天皇之第四子也。

(元慶7・1・29条)

(36) 四品惟彥親王……文德天皇之第三子也。

(元慶8・9・20条)

(37) 恒貞親王……淳和太上天皇之第二子也。

(仁和1・4・2条)

(仁和2・6・29条)

(仁和2・10・29条)

(38) 先品氏子内親王……淳和太上天皇之第一女也。

(仁和3・8・7条)

(39) 三品紀内親王……桓武天皇之第十五女也……与仲野親王同產也。

(元慶17・9・9条)

(40) 正二位藤原朝臣多美子……右大臣贈正一位良相朝臣少女。

(仁和2・10・29条)

(41) 従四位上文室朝臣卷雄……中納言從三位綿麻呂之第九子也。

以上、右に列記した処を各四国史毎に纏めて示すと次のようになる。

△『続日本紀』の場合▽

薨卒当事者の位階

一位 (品)	・(5) ・(6) ・(11) ・(12) ・(15) ・(23) ・(24) ・(27)の八例
二位 (品)	・(7) ・(8) ・(9) ・(10) ・(30) ・(34) ・(37) ・(38)の九例
三位 (品)	・(2) ・(3) ・(4) ・(13) ・(14) ・(16) ・(17) ・(19) ・(20) ・(21) ・(22) ・(25) ・(26) ・(28) ・(29) ・(31) ・(32) ・(33) ・(36) ・(39)の一〇例
四位	・(1) ・(35) ・(40)の三例
五位	・(18)の一例
薨卒当事者の父 (A) の位階 (地位)	
(贈) 一位	・(8) ・(13) ・(14) ・(15) ・(16) ・(19) ・(22) ・(23) ・(24) ・(25) ・(27) ・(29) ・(31) ・(33) ・(35) ・(38) ・(39)の一七例
(贈) 二位	・(9) ・(10) ・(17) ・(34) ・(40)の五例
三位	・(3) ・(4) ・(18) ・(21) ・(28) ・(30) ・(32) ・(37) ・(41)の九例
四位	・(26)の一例
五位	・(20)の一例
その他 (天皇)	・(1) ・(2) ・(5) ・(6) ・(7) ・(11) ・(12) ・(36)の八例
薨卒当事者の氏姓 (多い順数の)	
藤原朝臣氏	・(8) ・(13) ・(14) ・(15) ・(16) ・(18) ・(19) ・(22) ・(23) ・(24) ・(25) ・(27) ・(28) ・(29) ・(30) ・(31) ・(32) ・(33) ・(35) ・(37) ・(38) ・(39) ・(41)の一二二例
皇族 (皇子・親王)	・(1) ・(2) ・(5) ・(6) ・(7) ・(11) ・(12) ・(36)の八例
石川朝臣氏	・(3) ・(21)の二例

大伴宿祢氏	(4)(10)の一例
多治比真人氏	(9)(17)の一例
紀朝臣氏	(20)の一例
百济王氏	(26)の一例
文室真人氏	(34)の一例
大中臣朝臣氏	(40)の一例
△『続日本後紀』の場合▽	
薨卒当事者の位階	
二位	(5)(8)(17)の三例
三位(品)	(1)(7)(9)(13)(14)(15)(18)(22)(23)の九例
四位(品)	(4)(10)(16)(19)(20)(21)(24)(25)(27)(28)(29)(30)の一ニ例
無品	(2)(3)(6)(11)(12)(26)の六例
薨卒当事者の父(A)の位階(地位)	
贈一位(品)	(13)(17)(18)(19)(21)(23)(25)の七例
贈二位	(27)の一例
三位(品)	(7)(10)(20)(22)の四例
四位	(16)の一例
五位	(4)(5)(8)(14)(28)(29)(30)の七例

その他（天皇）……………(1)(2)(3)(6)(9)(11)(12)(15)(24)(26)の一〇例

薨卒当事者の氏姓（事例数の多い順）

(1)(2)(3)(6)(9)(11)(12)(15)

(24)(26)の一〇例

皇族（△内▽親王・王）……………(1)(2)(3)(6)(9)(10)(11)(12)(15)(21)

(24)(26)の一二例

藤原朝臣氏……………(7)(8)(13)(17)(18)(19)(22)(25)(28)(29)の一〇例

甘南備真人氏……………(4)の一例

(5)の一例

菅原朝臣氏……………(14)の一例

文室朝臣氏……………(16)の一例

和氣朝臣氏……………(20)の一例

橘朝臣氏……………(23)の一例

良岑朝臣氏……………(27)の一例

大中臣朝臣氏……………(30)の一例

△『文徳実録』の場合

薨卒当事者の位階

一品……………(16)の一例

二位……………(19)(28)の二例

三位（品）……………(1)(9)(36)の三例

四位……………(2)(3)(4)(7)(15)(23)(24)(25)(27)(31)(32)(39)の一二例

五位.....(5)(6)(8)(10)(11)(12)(17)(21)(22)(29)(33)(34)(35)(37)(38)の一五例

無品.....(13)(14)(18)(20)(26)(30)の六例

薨卒当事者の父(A)の位階(地位)

贈一位(品).....(15)(21)(24)(28)(32)(39)の六例

二位(品).....(2)(7)(23)(25)の四例

三位.....(4)(8)(10)(34)の四例

四位(品).....(3)(5)(6)(9)(12)(31)(33)(36)の八例

五位.....(11)(17)(22)(29)(35)(37)の六例

六位.....(27)(38)の二例

その他(天皇).....(1)(13)(14)(16)(18)(19)(20)(26)(30)の九例

薨卒当事者の氏姓(多い順数の)

皇族(△内▽親王・王).....(1)(13)(14)(16)(18)(20)(23)(24)(25)(26)(29)(30)(36)(39)の一四例

藤原朝臣氏.....(3)(5)(10)(15)(21)(22)(27)(28)(32)(35)(37)(38)の一三例

和氣朝臣氏.....(4)(12)の一例

紀朝臣氏.....(6)(11)の一例

文室朝臣氏.....(33)(34)の一例

坂上大宿祢氏.....(2)の一例

橘朝臣氏.....(7)の一例

菅原朝臣氏……………(8)の一例
小野朝臣氏……………(9)の一例
山田宿祢氏……………(17)の一例
源朝臣氏……………(19)の一例
南淵朝臣氏……………(31)の一例

△『二代実録』の場合▽

薨卒当事者の位階（地位）

皇族（太皇大后）……………(28)の一例
二位（品）……………(12)(15)(19)(21)(40)の五例
三位……………(4)(6)(10)(13)(26)(30)(39)の七例
四位（品）……………(1)(2)(3)(5)(7)(8)(9)(11)(18)(23)(24)(25)(29)(32)(33)(34)(36)(41)の一八例
五位……………(14)(27)の二例
無品……………(16)(17)(20)(22)(31)(35)(37)(38)の八例

薨卒当事者の父（A）の位階（地位）

天皇（太上天皇）……………(6)(12)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(28)(31)(35)(36)(37)(38)(39)の一六例
(贈) 一位（品）……………(3)(4)(8)(11)(13)(15)(23)(40)の八例
(贈) 二位（品）……………(1)(2)(5)(7)(9)(24)(34)の七例
三位（品）……………(14)(25)(30)(32)(41)の五例

四位 (品)	(10)(29)(33)の三例
五位	(27)の一例
六位	(26)の一例
七位	
八位	
九位	
十位	

薨卒当事者の氏姓 (多い順数の)

皇族 (太皇大后・親王・王)	(8)(9)(12)(16)(17)(18)(20)(21)(22)(28)(31)(32)(34)(35)(36)(37)(38)(39)の一八例
藤原朝臣氏	(1)(2)(3)(11)(14)(15)(23)(25)の九例
源朝臣氏	(6)(19)(33)の三例
橘朝臣氏	(4)(10)の一例
清原真人氏	(5)(24)の二例
大江朝臣氏	(26)の一例
文室朝臣氏	(41)の一例
良岑朝臣氏	(7)の一例
平朝臣氏	(13)の一例
都朝臣氏	(27)の一例
在原朝臣氏	(29)の一例
菅原朝臣氏	(30)の一例

以上の列挙資料に基拠して作成した第十表を参照しつゝ、「所生子(女)有序列表記」を有する薨卒記事の、薨卒記事合計数に占める百分比を各四国史毎に算出し、之を検討すると、『文徳実録』が最も高く(約四九%)、以下、『続日本後

第十表

項目	薨卒当事者の階身分・位階					薨卒当事者の父(A)階身分・位階					薨卒当事者の氏族数と氏族名			一氏族当りの「所生子(女)有序列表記」事例数	合計事例数(薨卒記数に占める百分比)	薨卒記数合計		
	皇族(太皇太后)	一位(品)	二位(品)	三位(品)	四位(品)	五無	皇族(天皇)	贈一位(品)	贈二位(品)	贈三位(品)	四位(品)	五	六氏族	氏族名(事例数の多い上位二氏族)				
四国史																		
続日本紀	8	9	20	3	1	8	17	5	9	1	1	9	藤原朝臣氏	23例(約56%)	約4.6	41	316	
続日本後紀	3	9	12		6	10	7	1	4	1	7	10	皇族(皇子・親王)	8例(約20%)	(約13%)			
文徳実録	1	2	3	12	15	6	9	6	4	4	8	6	藤原朝臣氏	12例(約33%)	3.0	30	96	
三代実録	1	5	7	18	2	8	16	8	7	5	3	1	12	皇族(太皇太后・親王)	18例(約44%)	約3.3	39	80
														藤原朝臣氏	9例(約22%)	41	187	

紀』（約二一%）、『三代実録』（約二二%）、そして『続日本紀』（約二三%）の順に続いていて、『続日本紀』が最も低いことが分かる。これは、先に述べた、薨卒当事者の直系尊属者名の明記ある薨卒記事の、薨卒記事合計数に占める百分比において、『続日本紀』が他余の三国史に比して最も低いことと相俟って、同書の薨卒記事が、四国史の該記事中、最も貧弱にして疎略であることを数値の上から明確に実証するもの、と言えよう。

ところで、各四国史に有する「所生子（女）有序列表記」事例数と、件の表記のみられる氏族数との比率、即ち、一氏族当たりの該表記事例数を調査してみると、『続日本紀』が約四・六事例、『続日本後紀』が三・〇事例、『文徳実録』が約二・三事例、そして『三代実録』が約二・四事例となって、『続日本紀』が最も多いことが分かる。これは、『続日本紀』の当該表記の方が、他余の三国史のそれよりも、一層、特定氏族へ集中化していることを示しており、中でも藤原氏へのそれは、取り分け顕著と言えるのである。因みに、「所生子（女）有序列表記」事例合計数に占める藤原朝臣氏の該表記事例数の百分比を各四国史毎に吟味してみると、『続日本紀』が約五六%、『続日本後紀』が約三三%、『文徳実録』が約三一%、そして『三代実録』が約二二%となって、『続日本紀』において最も高率をマークしていくて、以下、『続日本後紀』→『文徳実録』→『三代実録』というように、それら各史書の完成奏上年次順に随って、その百分比の値を低下させていることが知られよう。これは、各四国史における「所生子（女）有序列表記」事例合計数に占める皇族の該表記事例数の百分比が、『三代実録』（約四四%）において最も高く、以下、『続日本後紀』（約四〇%）→『文徳実録』（約三六%）→『続日本紀』（約一〇%）の順に続いていて、『続日本後紀』『文徳実録』両書の順位が僅少差を以て逆転しているとはいものの、大きく眺め見るならば、各四国史の完成奏上年次順に略々逆行していることと対象的な事象として把握しうる点で、大いに注意されてよからうと思う。

之を要するに、薨卒記事中、特に「所生子（女）有序列表記」に関しては、『続日本紀』以下の四国史において、編

纂時点の降下と共に、藤原朝臣氏の場合、漸次、審詳さ、或いは入念さを減じてくるようになるのに対し、皇族の場合、次第に審詳さ、或いは入念さを増してくるようになるという、略々相反する記載上の事実を指摘しうるのである。換言すれば、こと薨卒記事における「所生子（女）有序列表記」に関して観る限り、藤原朝臣氏の国史への介入関与、或いは影響の仕方が、編纂時点の降下と共に、次第に希薄ないし薄弱なものとなってくるのに対し、皇族のそれが、編纂時点の降下と共に、より濃厚ないし強固なものとなってくることを認知しうるよう思うのである。

（了）